

# 令和5年度第2回行政監査結果報告書（概要）

## 第1 監査実施概要

### 1 監査テーマ（P.1）

スポーツの推進について

### 2 監査テーマ選定の趣旨（P.1）

区は、区民の誰もがスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、健康で心豊かに暮らすことのできるスポーツのまちの実現に取り組んでいる。

そこで、スポーツの推進に関する事業は計画的・効果的に行われているか、事業に係る経費は効率的に使われているか、区民・関係団体・関係課等との連携は図られているかなどの観点から検証を行った。

### 3 監査の着眼点（P.1）

- （1）スポーツの推進に関する事業は、計画的・効果的に行われているか。
- （2）事業に係る経費は効率的に使われているか。
- （3）区民・関係団体・関係課等との連携は図られているか。

### 4 監査対象及び監査対象課（P.1）

#### （1）監査対象

令和4年度までに実施されたスポーツの推進に関する事業

#### （2）監査対象課

区民文化部 スポーツ振興課

福祉部 障がいサービス課

### 5 監査実施期間（P.1）

令和5年6月30日（金）から令和5年12月26日（火）まで

### 6 監査委員による聞き取り調査等（P.2）

監査委員による聞き取り調査及び現地視察は、令和5年8月7日（月）・8日（火）に行った。

<現地視察場所>

・あずさわスポーツフィールド

（板橋区立小豆沢体育館・小豆沢野球場・小豆沢庭球場・和弓場）

・板橋区立赤塚体育館及び赤塚少年運動場

## 第2 監査結果

### 現況と課題 (P. 3)

- 1 国の施策 (P. 3)
- 2 東京都の施策 (P. 5)
- 3 板橋区の施策 (P. 7)
- 4 体育施設 (P. 11)
- 5 推進体制 (P. 18)
- 6 スポーツに関する事業の現況 (P. 49)
- 7 スポーツに関する情報発信 (P. 51)

### 検討・改善を求める事項 (P. 51～52)

着眼点1 スポーツの推進に関する事業は、計画的・効果的に行われているか。

#### 1 現状分析とそれに基づいた指標及び目標値の設定について

今後の計画策定や事業実施に当たっては、現状の詳細な分析を行い、それに基づいた指標及び目標値の設定と、目標達成に資する事業の展開が必要である。

(P. 10)

<スポーツ振興課>

#### 2 改築・改修における安全対策

利用者が安心安全に施設を利用できるよう、その都度適切に対処することが重要であり、また蓄積したリスク事例を今後の改築・改修に生かし、施設の質と安全性を向上させていくことが必要である。(P. 16)

<スポーツ振興課>

#### 3 スポーツに関する情報発信

多世代に情報が届くよう、従来の形式も継続しつつ、SNSを積極的に活用し、時流を捉えた発信を展開していくことが必要である。(P. 50)

<スポーツ振興課・障がいサービス課>

着眼点2 事業に係る経費は効率的に使われているか。

#### 1 JOCオリンピックデーランについて

限りある経費を最大限に有効活用し、より効果的にレガシーが継承できるよう、事業の在り方を検討する必要がある。(P. 41)

<スポーツ振興課>

着眼点3 区民・関係団体・関係課等との連携は図られているか。

#### 1 障がい者スポーツの推進について

誰一人取り残さないスポーツ行政を推進するためには、障がい者が積極的にスポーツをする機会が増えるよう、障がい者スポーツの現状やニーズについて調査研究し、今後の施策のあり方や必要な推進体制の見直しを検討していくことが必要である。(P. 19)

<スポーツ振興課・障がいサービス課>

## 総括意見 (P. 53)

区は、平成 28 年度からのスポーツ推進ビジョンに基づき、基本目標である「区民の誰もが親しめるスポーツ環境の整備」及び「スポーツによる地域の活性化とにぎわいの創出」の実現に向けて施策を推進してきた。令和 7 年度に同ビジョンが最終年度を迎えるに当たり、東京 2020 大会のレガシー創出の状況を含め、これまでの取組を検証するとともに、次期ビジョンを見据えつつ目標実現のための施策を更に充実させていかなければならない。

こうした状況を踏まえて総括意見を述べる。

第一に、区は、一部の競技愛好者だけでなく、広く区民がスポーツに触れる機会を創出することが必要である。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、体を動かさないことによる様々な影響が顕在化し、スポーツの持つ価値が改めて認識された。スポーツは、単なる身体活動ではなく、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、地域社会の活性化など、その効果が多方面にわたる人間にとって必要不可欠な活動である。

現在、区は様々なスポーツ事業を展開しているが、その多くは既にスポーツに親しんでいる人やスポーツに関心のある人を対象とした事業であり、無関心層を取り込むことを目的とした事業は不十分である。

区は、様々な世代・立場・状況の区民がスポーツに興味を持ち、スポーツに参加し、継続してスポーツに親しむことができる事業を実施することが求められる。また、事業実施に当たっては、効果検証を行うことも重要である。

第二に、区は、障がい者スポーツを積極的に推進することが必要である。

平成 23 年に制定されたスポーツ基本法は、それまで規定のなかった障がい者スポーツについて、「必要な配慮をしつつ推進されなければならない」（第 2 条第 5 項）とし、その必要性を明確にした。

また、東京 2020 大会は原則無観客での開催となったが、連日メディアで取り上げられ、パラリンピックにおけるアスリートのパフォーマンスは、障がい者に対する社会的な関心を集め、障がい者スポーツに関する認知も高まった。令和 7（2025）年には、デフリンピックの都での開催も予定されている。

現在、区において、障がい者が競技性の高いスポーツを楽しむ事業は実施されておらず、また、障がい者のスポーツ実施状況についても把握していない。

区は、多様な主体によるスポーツ参画促進の必要性を改めて認識し、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障がいの種類及び程度に応じた障がい者スポーツを推進することが必要である。

各々の関心・適性等に応じて、安心安全にスポーツを行う環境・機会を確保することは、区に課せられた重要な責務である。

区の積極的なスポーツの推進により、区民の誰もがスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、健康で心豊かに暮らすことのできるスポーツのまちが実現することを期待する。